

# (仮称) 愛荘町自治基本条例 解説編

## 前文

### 第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 最高規範性

### 第2章 まちづくりの基本原則

第4条 町民主権

第5条 役割分担および協働

第6条 情報の共有

### 第3章 まちづくりの役割分担および協働

第7条 町民の役割

第8条 事業者の役割

第9条 団体等および住民自治組織の役割

第10条 町の役割

第11条 協働のまちづくり

第12条 町民と行政との協働推進

### 第4章 持続的な発展

第13条 人材づくり

第14条 子どもの育成

第15条 高齢者および社会的な保護・支援が必要な町民の保護

第16条 危機管理

第17条 自然環境の保護

第18条 歴史と文化の継承と保護

### 第5章 情報共有の推進

第19条 知る権利

第20条 情報の整備、公開および提供

第21条 個人情報の保護

### 第6章 町民と事業者

第22条 町民の権利と責務

第23条 事業者の権利と責務

### 第7章 町の責務

第24条 まちづくりの姿勢

第25条 倫理規範の確立

第26条 議会の責務

第27条 議員の責務

第28条 町長の責務

第29条 町職員の責務と権利

## 第8章 地域自治活動

第30条 町民組織

## 第9章 住民投票

第31条 住民投票制度

## 第10章 他の公共機関との関係

第32条 他の地方公共団体等との関係

第33条 国および関連機関との関係

第34条 国際社会との関係

## 第11章 愛荘町自治基本条例推進委員会

第35条 愛荘町自治基本条例推進委員会の設置等

## 第12章 条例の改廃

第36条 条例の改廃

## 前文

愛荘町は、古くは依智秦氏によって栄え、鈴鹿から流れる伏流水の恵みによって豊かな文化を育んできました。また、後世には中山道の宿場町として発展し、近江上布やびん細工手まりなど優れた技を、今も暮らしの中に受け継いでいます。

このように豊かな自然に恵まれた歴史と伝統のある愛荘町に住む私たちは、平和を愛し、生きる喜びがあふれるまちを築くために、

- (一)、豊かな自然と共生し、歴史と伝統を大切にするまちをつくります。
- (一)、人権を尊び、やさしさと笑顔があふれるまちをつくります。
- (一)、若人が夢を持ち、生き生きと活躍できる元気なまちをつくります。
- (一)、働くことに喜びを持ち、うるおいのある豊かなまちをつくります。
- (一)、心身をすこやかにし、明るく健全なまちをつくります。

私たちは、この基本理念を共有し、自治の更なる発展のため、ここに愛荘町自治基本条例を制定します。

[解説] 前文は、条例制定の趣旨、目的、基本原則などを述べるもので、条例の本文に先立ち、条例の理念を明らかにし、強調するために置かれるものです。自治基本条例は愛荘町の最高規範として、自治の基本理念などを定める重要な条例であり、それらを明らかにするため前文を定めました。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、愛荘町が自主および自立の理念に基づき、世代を越えて住み続けられる魅力あるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、町民、事業者等および町の役割、権利ならびに責務等を明確にすることにより地域社会の活力を高め、愛荘町における自治の確立および町民の福祉向上を図ることを目的とする。

[解説] この条は、本条例の目的を定めています。住民主体の地方自治の実現を目指すためには、町民、事業者、議会、町長等（執行機関、補助機関を含む）のそれぞれの役割と責務その他自治の基本的事項を定め、これを各主体が遵守することによって、愛荘町において真の地方自治の実現を目指すこととしています。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に住所を有する者（以下「住民」という。）、町内で働く者および学ぶ者をいう。
- (2) 町 愛荘町の議会および執行機関をいう。
- (3) 事業者等 次に掲げるものをいう。
  - ア 事業者 町内に事業所を有する営利事業を行うものをいう。
  - イ 団体等 町内に事務所または活動拠点を有する営利を目的としない組織および団体をいう。
  - ウ 住民自治組織 町内の特定の地域を対象とする地縁団体および地縁団体に類する地縁組織をいう。
- (4) 協働 まちづくりに関する役割分担に基づき、町民および事業者等（以下「町民等」という。）と町が相互補完的に対等な立場で連携および協力をすすめることをいう。
- (5) 持続的発展 世代を越えて、良好な環境、健全な地域経済および生き生きした町民の地域的連帯を実現することができる社会の発展のあり方をいう。

[解説] この条は、本条例で特に説明が必要なものを定義として定めています。

「町民」は、愛荘町に密着した関係を持つ個人とします。まちづくりに大きく関係する人として、町内に住所を有する人（外国人登録を有する者を含む）、町内の事業所で働く人や町内の学校に通う人を町民と定めています。

「執行機関」は、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。

「事業者等」は、営利目的であるか否かを問わず、愛荘町のまちづくりに直接・間接的に関係する者としています。まちづくりを進めるうえで、事業者の権利や責務を明確にしていかなければならないため、営利法人も事業者等としています。また、地域活動の主体である自治会をはじめ、町内で活動するNPO法人や団体等も事業者等に含めています。

(最高規範性)

第3条 この条例は、本町の自治に関する最高規範であり、他の条例や計画等は、この条例の趣旨を十分尊重し、整合性を図らなければならない。また、町民等および町は、これを誠実に遵守しなければならない。

[解説] この条は、本条例が最高規範を持ち、町の他の条例、規則等の制定改廃、解釈にあたっては最大限尊重しなければならない。「愛荘町の憲法」ともいうべくこの条例を誠実に遵守する旨を定めています。

この条例は、愛荘町の最高法規なので、例規（条例、規則、規程、要綱など）や計画などを新規に策定する場合は、本条例の趣旨に反しないように制定しなければなりません。また、既存の例規に反する部分があれば、改正を行うか例規または計画そのものを廃止する必要があります。

## 第2章 まちづくりの基本原則

(町民主権)

第4条 住民は愛荘町の主権者であり、町は住民の信託により都市経営に対し執行責任を負う。  
2 町民はまちづくりの主役であり、自主的、主体的にまちづくりを担うものとする。

[解説] 愛荘町の主権者が住民であることと、町民がまちづくりの主役であることを確認し、まちづくりの主権者（参政権は含まない）が町民であることを規定し、自主・自立による協働のまちづくりを進めることとします。まちづくりの主権者である町民が、主体的にまちづくり活動を行うことが必要であり、地域の将来は町民自身が決め、自ら実践していくことが重要となります。

(役割分担および協働)

第5条 町民等および町は、まちづくりにおける役割分担を明確にし、相互補完および連携によって協働のまちづくりを推進するとともに、地域全体の意識の向上および人材育成に努めなければならない。

[解説] まちづくりの関係者は、自立した考え・活動の下にお互いの不足するところを補い合い・協力し合って、対等な立場でまちづくりを推進することとしています。また同時に、持続的なまちづくりを行うために、地域全体で実施できる環境づくりと人材の育成も必要としています。

**(情報の共有)**

**第6条** まちづくりに関する情報は、愛荘町の公共的財産であり、町民等および町において共有されることを原則とする。

[解説] 協働のまちづくりを進めるためには、情報は欠くことのできない資源です。情報は、活用されることが重要です。このため、この条例では情報の提供や公開だけではなく、情報の共有として位置付けています。

**第3章 まちづくりの役割分担および協働**

**(町民の役割)**

**第7条** 町民は、地域社会の諸活動を自ら組織し、事業者等および町と連携しつつ、地域社会の活性化および課題の解決のため、公共的活動を推進するものとする。

[解説] 町民のまちづくりへの関与の方法は、個人としての活動や自治会・NPOなどの団体活動への参加などいろいろな形態がありますが、町民一人一人の活動の積み重ねがまちづくりの基本です。よりよい愛荘町とするために、自立の上で、協働によるまちづくりを推進していきます。

**(事業者の役割)**

**第8条** 事業者は、地域の経済的活力を高め、地域の雇用の確保に努めるとともに、まちづくりの利害関係者として地域社会の公益に資する資源を提供するものとする。

[解説] 企業などの事業者も、事業活動を通じた健全な地域経済の持続的発展を担うことに加え、まちづくりの利害共有者・地域社会の一員として、企業の社会的責任などを通してまちづくりに貢献することとしています。「地域社会の公益に関する資源」は、提供の方法や受け取り方によって無限のものであります。

**(団体等および住民自治組織の役割)**

**第9条** 団体等および住民自治組織は、地域社会の公共的活動の主体として、公共的サービスを広く担うことができるものとする。

[解説] 団体や住民自治組織などについて、自分たちの活動だけでなく、町との協働を含め、公共サービスの担い手として位置付けています。自治会や団体などは、その地域の課題を一番的確に捉えることができ、地域にあった問題解決の方法も考え、実行に移すことができます。そのため、分野や事業内容に制限を設けず「広く担うことができる」と規定しています。

(町の役割)

第10条 町は、行政によってのみ確実に実施できる事務に限定するよう努め、地域社会全体の円滑かつ効率的な公共的活動に対し必要な支援を行うものとする。

[解釈] 協働のまちづくりを推進するために、これからは行政が実施することが真に必要なものに事業等を限定するよう努めていくことを規定しています。これは、少数を対象としたり非効率な事業等を切り捨てたりするものではなく、前条で団体や住民自治組織が「公共的サービスを広く担うことができる」と規定したことに対し、公共サービスの担い手としての町民や事業者等の活動領域を確保していくことを目的として定めたものです。

また、町民や事業者等の自主的なまちづくり活動に対し、必要に応じ事業の調整や人的支援などのまちづくり活動支援を行うことも規定しています。

(協働のまちづくり)

第11条 まちづくりには、愛荘町をより良くしたいと考えている者はすべて参加することができる。

2 まちづくりに参加する者は、互いに特性や能力を発揮できるよう尊重しあい、協働のまちづくりを推進するものとする。

[解釈] 「まちづくり」とは、公共の福祉を念頭に置き、一人一人の知恵や力をあわせて、より良いまちをつくっていくことです。

共生を基本に、個人でできることは個人で（自助）、個人ができないとき地域や団体に（共助）、団体にできないときは町とともに（公助）という姿勢です。

この条は、地域の公共的な課題の解決は行政だけで取り組むのではなく、町民、事業者、町民活動団体、地域活動団体などの多様な主体が、行政との協働と連携により取り組むべきものだとすることを定めています。

地方自治の原点は、自分たちの地域を自分たちで治めることであり、個々の主体と行政がそれぞれの特性を活かして協働で進めることにより、多様な町民ニーズに対応できるサービスの提供が可能となり、特性や能力を豊かに発揮できる地域社会の形成に繋がると考えています。

(町民と行政との協働推進)

第12条 町は、協働のまちづくりを進めていくために、町民等が自立して活動するための仕組みや協働のルールを整備し、必要な支援に努めるものとする。

2 町は、重要な施策の企画立案、実行、評価の各段階において、適切な協働の手法を整備しなければならない。

[解釈] この条は、協働のまちづくりを推進するためには、町民等が活動しやすい環境が不可欠であり、その仕組みや協働するためのルール、必要な支援を行うことを町に義務付けるものです。また、町は重要な施策や事業の各段階において、その進捗や熟度に応じて、適切な協働の手法を整備しなければならないことを定めています。

#### 第4章 持続的な発展

##### (人材づくり)

**第13条 町は、町民等がまちづくりの主体として活動できるよう、自主的に学び、活動できる環境の整備に努めるものとする。**

[解釈] この条は、まちづくりにあたっては、職員だけでなく、町民や事業者も重要な担い手であることから、町は町民等がそのための知識や技術を自主的に学び、活動できる環境の整備に努めることを規定しています。

##### (子どもの育成)

**第14条 町は、保護者、地域住民および関係機関と密接な協力・協働の体制を確保し、子どもが夢と希望を持って未来を担うことができるよう、子どもたちにとって魅力ある教育および生活環境の整備に積極的に取り組まなければならない。**

[解釈] まちづくりの原点は、人づくりです。特に、少子高齢社会が進展する中、次代を担う青少年・子どもが、早い段階からまちづくりに参画していくことは重要です。この条例では、子どもの育成は、持続可能な高齢社会への不可欠な対応でもあり、この条では、その保障とそれを見守り育てていく環境づくりを規定しています。

##### (高齢者および社会的な保護・支援が必要な町民の保護)

**第15条 町民等および町は、高齢者および社会的な保護・支援が必要な町民が安心して生活できる環境の整備と人間関係の構築を図り、福祉の充実に努めなければならない。**

[解釈] 高齢者がいつまでも健康で、住みなれた地域で生活が送れるよう、また、社会的な保護・支援が必要な町民（障がいをもつ人）が地域で安心して生活が送れるよう、人にやさしい環境の整備と社会参加をみんなが支援する体制整備が必要です。

(自然環境の保護)

第16条 町民等および町は、豊かで美しい自然といつまでも共存するために、自然環境および景観の保護に努めるものとする。

[解説] 愛荘町は、水と緑の自然豊かな郷土として発展してきました。自然と調和した健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を引き継ぐため、自然環境および景観の保護に努めることとしています。

(歴史と文化の継承と保護)

第17条 町民および町は、先人が残した歴史と文化を尊び、次代へと承継できるよう努めなければならない。

2 事業者等は、町民が地域の歴史と文化を理解し守ろうとする活動を支援するとともに、その責任において文化資産の保護に努めなければならない。

[解説] ここでは、先人が積み重ねてきた歴史、培ってきた文化を尊び、次代へと引き継がれるよう努めなければなりません。また、事業者等においてはこれらを守ろうとする町民の活動を支援し、保護に努めなければなりません。

(危機管理)

第18条 町民等は、危険を回避し、災害に対する準備を行うなど、自らの生命、身体および財産を守るため、日頃から適切な防衛策を行うよう努めなければならない。

2 町民等は、関係機関や町と協力し、地域住民が安心して生活できるような対策をとるよう努めなければならない。

3 町は、これまでの経験と知識を踏まえ、町民等の生命、身体および財産を守るため、迅速かつ適切な対応ができる体制を確立するとともに、町民等の自助努力を支援し、関係機関や町民等との連携、協力を努めなければならない。

[解釈] 安心・安全のまちづくりは、最も重要な目標のひとつです。この条では、安心・安全のまちづくりのために、町民、事業者等および町は、それぞれどのような役割をもっているかということを決めています。

町は、町民の生命や財産を守るために、数々の施策を行う必要がありますが、町民一人一人も災害や犯罪に備え、工夫を行い、その被害に遭わないよう、また最小限の被害に止めるよう努める必要があります。



## 第5章 情報共有の推進

### (知る権利)

第19条 町民等は、まちづくりについて町が管理する情報を知る権利を有するものとする。

[解説] ここでは、まちづくりに関する情報について「知る権利」として規定しています。町は、町民が必要とする時期に情報提供することと、情報提供が十分でないときは申し出に応じて情報を公開することにより、町民や事業所等の知る権利を保障しているものです。

### (情報の整備、公開および提供)

第20条 町は、施策の立案から実施、評価に至るまでの過程について、町民等にわかりやすく説明する責任を有する。

2 町は、町民の知る権利を保障し、町政への参画を促進するため、必要な町政情報を積極的に提供するものとする。

3 町は、町民等との情報の共有および相互理解を深めるための環境づくりに努めるものとする。

[解説] 町が行う各施策において、計画・実施・評価の各段階での説明責任を位置付けています。

協働のまちづくりを進めるには、町が自ら積極的に情報の提供を行い、また、町民等からの情報について互いに共有できることが必要であります。まちづくりを町民の皆さんと共に進めるための環境づくりが重要であります。

参画とは政策の立案、実施、評価その他の各段階において主体的にかかわり、行動し、意見を述べることをいいます。

### (個人情報の保護)

第21条 町は、町民の自己に関する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護措置を講じなければならない。

[解説] 個人情報に関する権利の保障と、町が個人情報を厳重に管理すべきことを定めています。

## 第6章 町民と事業者

### (町民の権利と責務)

第22条 町民は、法令等に定められた権利を有するとともに、町政に関し、情報を知り、参画する権利を有する。

2 町民は、法令等に定められた義務を有するとともに、社会的活動において、自らの行動に責任を持たなければならない。

[解説] この条は、町政を町民と行政などが協働で進めていくうえでの、町民の権利と責務について定めたものです。まちづくりの主体である町民は、法令に規定されている権利を行使する場合には、課せられた義務を果たすべきことを再確認しつつ、町政に参加する権利を持っていることを定めています。町政に参画する権利を行使しない場合であっても、不利益な取り扱いをされることはありませんが、参加する場合は、公益の視点を持った行動をするなど、自らの意見や行動に責任を持つことが求められています。

#### (事業者の権利と責務)

**第23条 事業者は、前条の権利と義務を有するほか、地域社会の一員として、事業活動において環境との調和を図り、公益的な活動に協力し、健全な事業活動を行う責務を有する。**

[解説] この条では、事業者が個人に比べてまちづくりに大きな影響を与えることに鑑み、あえて事業者の権利と義務を規定するものです。事業者には、町民と同様の権利と義務のほかに、公益活動に協力するなどの地域住民に配慮した事業活動を行う責務があることを規定し、この義務を果たすことにより、地域に根付いた事業者として評価されることを期待しています。

### 第7章 町の責務

#### (まちづくりの姿勢)

**第24条 町は、愛荘町の持続的発展のために適切かつ効率的な運営を推進することにより町民福祉の向上に努めなければならない。**

**2 町は、まちづくり推進にあたり、自立した町運営の理念のもとに、健全な財政運営と計画的な事業の実施に努めなければならない。**

**3 町は、町民、団体等および住民自治組織の運営に関し、発展に寄与する施策を講じるとともに、その自主性および自立性を損なう恐れのある介入または関与をしてはならない。**

**4 町は、町民、団体等および住民自治組織の活動がまちづくりに有意義であると認定したときは、法人と同等の支援をするものとする。**

[解説] 町は、計画的な事業の実施と効率的な都市経営に努めることを定めています。

また、町はまちづくりに取り組む団体等の自主性を尊重するため、自主・自立を損なうような関与をしてはならないこととしています。そして、協働のまちづくりの実現のため、支援をすることを定めています。

まちづくりに有意義であると認定する活動とは、自発的で主体性に富み、町民のだれもが参加できる、非営利で行う社会貢献活動などを指します。

**(倫理規範の確立)**

**第25条** 町は、町民の信頼に応え、法令等を順守し、運用しなければならない。

2 町は、違法な手段による要求、公平性を損なう不当な要求に応じてはならない。また、その旨の要求があった場合は、組織として対応しなければならない。

3 町職員は、議員もしくは上司から職務上明らかに違法または不当な要求を受けたと判断したときは、その命令・指示に従ってはならない。

[解説] ここでは、法令遵守（コンプライアンス）を倫理規範の確立という位置付けで規定しています。

町は、愛荘町のまちづくりのために、法令を適切に解釈し運用しなければならないこととしています。また、町民との信頼関係を築くためにも、違法または不当な要求に対しては組織の内外を問わず適切な対応をすることを定めています。

職員は議員もしくは上司等から指示があったら無批判に従うのではなく、その指示を撤回させるための内部システムによって自浄することが必要です。不当な要求と判断するのは職員ですが、受けた指示等が自分の主義思想に反するから不当であるという理由で無制限に対応できるのではなく、公益（まちづくり）の秩序維持に反すると判断したものでなければなりません。

**(議会の責務)**

**第26条** 議会は町民の意思が町政に適切に反映され、健全な町政運営が行われるよう、努めなければならない。

2 議会は、町民活動を活性化するため、その活動内容をすべて公開しなければならない。

[解説] 議会は、住民の代表、町全体の政策議論の場という位置付けから、活動内容はすべて公開しなければなりません。ただし、法令に違反する場合や著しく公益を損ねる場合はこの限りではありません。

**(議員の責務)**

**第27条** 議員は、住民の代表機関である議会の構成員として自己研鑽に努め、常に町民全体の利益のために行動しなければならない。

2 議員は不当な要求があった場合、その要求に従ってはならない。

[解説] 議員は、社会経済情勢や政策情報等に関する認識を深めるとともに、政策立案能力や立法能力等を高めるため研鑽に努め、常に町民全体の利益を行動の指針にしなければならないことを定めています。

#### (町長の責務)

第28条 町長は、愛荘町の代表者として主権者である町民の厳粛な信託に応え、この条例にのっとり、公正かつ誠実に町政運営にあたり、持続的発展を推進しなければならない。

2 町長は議会との適切な関係の構築により、円滑な町政の推進に努めなければならない。

[解説] 町長の責務として、この条例にのっとり町政運営により持続可能な都市経営を行うべきことと、町長と議会は独立・対等の関係にあり、互いにけん制しあうことで調和と均衡を図りながら、公正な行政を確保し、住民の意思を尊重した、より良い町政の実現を目指していこうとするものです。

#### (町職員の責務と権利)

第29条 町職員は、この条例に基づき公益のために誠実に職責を果たし、効率的な職務の執行に努めなければならない。

2 町職員は、職務の遂行に必要な能力を開発し、自己啓発に努め、またそのために必要な支援を受けることができる。

[解説] 町の職員が、愛荘町のまちづくりのために果たす職責と、その責務を果たすために必要な内容や権利を定めています。「町民本位」の立場に立って、公正で誠実で、かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。職員として自ら積極的に情報を収集して、職務に必要な知識を得るよう努め、また職務に関する技術等を磨いたり、既存の能力を高めたり、新たな能力開発を行ったりしなければなりません。

### 第8章 地域自治活動

#### (町民組織)

第30条 町民は、地域社会における良好な自然的、社会的および歴史的環境の維持および増進のための共同活動を行う組織をつくり、その運営の支援を受けることができる。

[解説] 共同活動を行う組織とは、町と連携して、公益のための事業を計画、実施する町民、団体等および住民自治組織をいいます。

### 第9章 住民投票

#### (住民投票制度)

第31条 町は、住民投票制度を設けることとする。

2 町民、議会および町長は、住民投票の発議をすることができる。

3 町民、議会および町長は、住民投票で示された住民の意思を尊重しなければならない。

[解説] この条は、住民投票について規定したものです。

発議手続や重要な部分など、詳細については別に住民投票条例を定めるものとします。

住民投票の結果は、法的拘束力はありませんが、町民の意思を真摯に受け止め、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

## 第10章 他の公共機関との関係

### (他の地方公共団体等との関係)

第32条 町は、愛荘町の公益を増進させるために、他の地方公共団体等との広域的連携および協調を図り、まちづくりを推進するものとする。

[解説] 県・市町村を含む他の地方公共団体等との関係を定めています。他の地方公共団体等には、地方公社・地方公団・地方独立行政法人等を含むこととしています。

### (国および関連機関との関係)

第33条 町は、地方自治の本旨に基づき、かつ国との適切な役割分担の原則にのっとり、国およびその関連機関との適切な連携および協力するものとする。

[解説] 愛荘町のまちづくりのために、国等との関係を定めています。

「地方自治の本旨」とは、憲法第92条で謳われている、地方の政治と行政を地方公共団体に委ねる“団体自治”と、その地域の住民の意思によって行政を処理する“住民自治”とによって構成される原則です。また、「国との適切な役割分担の原則」は、地方自治法に規定されているものです。

(地方自治法 第1条の2：地方公共団体の役割と国による制度策定等の原則)

### (国際社会との関係)

第34条 町は、国際社会における諸原則および国際的合意ならびに国際機関の活動に配慮しつつ、国際社会における活動を通じて町民福祉の向上と地域社会の発展を図るよう努めるものとする。

[解説] 愛荘町は、国際社会の一員として国際社会のルール等に配慮した活動を通じて、愛荘町の発展を図っていくことに努めることとしています。

## 第11章 愛荘町自治基本条例推進委員会

(愛荘町自治基本条例推進委員会の設置等)

第35条 町長は、この条例の実効性を高め、町民等および町による推進体制を確保するため、愛荘町自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会は、この条例に基づく政策の制度化、事業の改善およびまちづくり体制の整備等の運営状況を定期的に検証評価し、改善点を指摘し、社会情勢に適合した運営となるよう是正等を求めることができる。

3 推進委員会は、この条例の運用に係る町民等および関係者の意見聴取等の調査を実施し、町長に意見書を提出することができる。

4 推進委員会は、この条例の改正または廃止に関する諮問に対して審議を行い、町長に答申を提出することができる。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

### [解説]

この条例を実効性のあるものとするため、条例に基づく活動等を検証評価する組織として推進委員会を設置するものです。推進委員会は、定期的に運営状況の検証評価等を行う他、自主的に調査することができることとしています。

また、この条例の改正等に関する審議を行う組織としても位置付けています。

第2項における「定期的」とは、本条例を形骸化させないために最低限年1回の開催とします。

また、「是正等」とは意見書の提出および勧告も含まれます。

第3項の「関係者」は、まちづくりのあり方を調査するために必要なものであるため、限定的な捉え方ではなく目的達成のために必要な者とします。

## 第12章 条例の改廃

(条例の改廃)

第36条 町長は、この条例を改正または廃止する場合には、推進委員会に意見を求め、住民投票において、その過半数の賛成を得なければならない。

[解説] この条例は、最高規範の条例であり、まちづくりの基本理念が安易に変わってしまうことのないように、町長が条例の改廃を行う場合の必要な手続きを定めています。通常の手続きとしては、推進委員会へ意見を求め、住民投票を実施し、半数以上の賛成があれば議会に提案することになります。